

FATF(金融活動作業部会)

Q:FATFとは何ですか

A:FATFは、Financial Action Task Forceの略で日本語では金融活動作業部会と訳されます。1989年のアルシュ・サミットにおける合意により設置された政府間合会であり、マネー・ローンダリングやテロ資金供与対策における国際協力を推進しています。FATFには日本を含む経済協力開発機構(OECD)加盟国を中心とした34カ国・地域と2国際機関が加盟しています。マネー・ローンダリングやテロ資金供与対策の国際基準である「FATF勧告」の策定や、参加国における勧告の順守状況の審査などを実施しています。

Q:なぜ注目されているのですか

A:2014年6月に開催されたFATF全体会合において、マネー・ローンダリングやテロ資金供与対策に関する迅速な法整備を求める声明が日本に対してのみ公表されたためです。声明の背景としては、2008年に行われたFATFの日本に対する第3次審査で指摘された多くの法制度上の不備事項について、必

要な改善がなされてこなかったと判断されたことがあります。声明にも関わらず日本における法整備がなされない場合、日本が「ハイリスク国」として国名公表され、日本の金融機関の国際金融活動に支障が生じたり、日本企業などの対外決済に遅延が発生したりする可能性があります。

Q:具体的には、どのような法整備が求められているのですか

A:主に以下の事項について法整備が求められています。第一に、マネー・ローンダリング対策などに関して金融機関などの事業者課される義務が不十分とされ、予防的措置として事業者の顧客に対する確認義務の拡大やリスクに応じた管理措置などが求められています。第二に、テロリスト資産を凍結するメカニズムが不完全とされ、現在資産凍結の対象となっている対外取引だけでなく、国内取引においてもテロリストの資産を遅滞なく凍結できるようにすることが求められています。第三に、テロ資

金の供与を処罰する法律の規定が不完全とされ、処罰対象者や処罰対象となる利益提供行為の拡大が求められています。第四に、パレルモ条約(国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約)の締結と完全な実施が求められています。FATFから指摘された第一から第三の事項に対応するため、政府は図表に掲げる法案を提出し、これらの法案は2014年11月に成立しました。ただし、第四のパレルモ条約の締結に必要な国内法整備(共謀罪の創設)については、法案未提出の状況です。

Q:法案の成立は国民にとってどのような影響がありますか

A:前述の通り、日本がFATFから「ハイリスク国」に指定されることはわが国企業のグローバルな経済活動に大きな悪影響を及ぼす可能性があり、法整備を進めることは円滑な国際金融取引環境を確保する観点から不可欠です。

一方、FATFの指摘事項には、法人の実質的支配者の確認の強化や個人の本人確認書類の厳格化等が含まれており、健康保険証など顔写真の無い本人確認書類を利用する場合などにおいて、手続きが従来よりも厳しくなる可能性もあります。政府はFATFへの対応が国際社会の一員として必要なものであることなどについて国民に対して十分に説明し、法律の円滑な施行に向けて国民の理解を深めていくことが必要と言えるでしょう。◀

●臨時国会で成立した各法案の概要

法案	概要
犯罪収益移転防止法改正案	<ul style="list-style-type: none"> マネー・ローンダリングに悪用されるリスクに応じた、疑わしい取引の判断方法を明確化 コルレス契約(為替業務の代行に関する契約)を締結する際に、相手銀行がマネー・ローンダリング対策を適切に行っているかを確認することの義務化 顧客管理に関する内部規程の策定や、顧客管理の責任者の選定等、事業者が行う体制整備等の努力義務の拡充
国際テロリスト財産凍結法案	<ul style="list-style-type: none"> 国際テロリスト(対象は別途公告)による国内取引を許可制にし、国内取引における国際テロリストの財産凍結等について措置(ただし、知らない間に国際テロリストを相手方として取引を行った場合は処罰対象外)
テロ資金提供処罰法改正案	<ul style="list-style-type: none"> 処罰の対象となる利益提供行為の範囲を拡大(資金以外の土地、建物、物品の提供等) 処罰の対象となる者の範囲を二次協力者等に拡大

(注)法案名はいずれも略称。
 (資料)政府提出法案より、みずほ総合研究所作成

みずほ総合研究所 金融調査部
 主任研究員 月村拓史
 takuo.tsukimura@mizuho-ri.co.jp